

再意見書

平成23年3月4日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 様

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめさんぼんにごう
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 KDDI株式会社

代表取締役社長 たなか たかし
田中 孝司

メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成23年1月25日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

該当部分	当社再意見
<p>1. ドライカップ接続料について (中略)</p> <p>また、平成22年11月2日にNTT東西殿より「PSTNのマイグレーションについての概括的展望」が示されましたが、メタル回線設備移行計画等、接続事業者にとってサービス維持やドライカップ接続料等の検討に資する情報は提示されていないため、NTT東西殿は、接続事業者の要望する必要な情報を早期かつ積極的に開示すべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル】 P2</p>	<p>ドライカップ接続料の水準を抑止するため、設備コスト等が需要に対して過大なものになっていないかを改めて厳密に精査する必要があります。そのため、NTT東・西においては、メタル回線に関する必要な情報を開示すべきです。</p> <p>特に、現状のメタル回線の利用実態がどのようになっているのかを把握することが必要であり、具体的には、下記のような情報の開示が必須と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GC局毎の上部／下部区間それぞれにおける総芯線数及び芯線の稼働状況 ・上部／下部区間それぞれにおけるケーブル毎の芯線の稼働状況 ・未利用芯線の再利用状況 ・施設保全費のうち、外部委託費の詳細情報(委託内容、金額、コスト削減状況等)
<p>1. 接続料金</p> <p>■ドライカップの接続料金について (中略)</p> <p>具体的な見直し項目としては、NTT東西殿のコスト効率化インセンティブとして各年度におけるコスト削減目標を設定することや、接続事業者の利用に係る期待可能性が無い未利用芯線分コストを接続料コストから除外すること等が挙げられます。</p> <p>この算定方式の抜本的な見直しを行う際には、メタル回線から光回線への移行等の市場環境の変化を検証する必要があり、NTT東西殿には必要な情報を開示頂いたうえ、総務省殿及び接続事業者等にて検証を実施することが必要と考えます。</p> <p>(開示が必要な項目例)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① メタル回線の区間毎の稼働率の進捗 ② メタル回線における新規投資の状況 ③ 需要減に応じたコスト削減の進捗 ④ メタル回線と光回線の施設保全費等コスト配賦 ⑤ 接続事業者の協力が必要なコスト削減施策の費用対効果 <p>【イー・アクセス、イー・モバイル】 P1</p>	<p>これらの情報は、ドライカップ接続料の上昇を抑止するためだけではなく、今後、メタルから光へのマイグレーションを進めていく過程の中で生じる諸課題を解決するための基礎情報となるものと考えられることから、NTT東・西は上述のようなメタル回線に関する情報を積極的に開示し、その内容について、総務省や接続事業者等を交えて精査することが必要と考えます。</p>

該当部分	当社再意見
<p>3. NTT東西殿における各種オペレーションシステムの更改について</p> <p>■市場情勢に即した更改の実施</p> <p>平成22年に、NTT東西殿にてDSL事業者の利用する「DSL開通申込受付システム」のハードウェア及びソフトウェアを対象としたシステム更改が行われ、更には平成23年度第3四半期にNTT東西殿にてこちらもハードウェア及びソフトウェアを対象とした「コロケーション業務支援システム」の更改が予定されております。</p> <p>これらシステム更改については、NTT東西殿におけるハードウェアの保守期限満了に伴うものと理解しておりますが、現在DSLが純減傾向にある中で各種システム更改が頻発して当該コストが接続料金に反映されることは、DSL事業者にとって大きな負担を強いることになると考えます。</p> <p>従って、NTT東西殿においてシステム更改を実施される際は、例えばシステムの更改範囲を保守期限が到来するハードウェアに絞り込む等、市場情勢を考慮の上コスト低廉化、最適化を図って頂く必要があると考えます。</p> <p>【イー・アクセス、イー・モバイル】 P3</p>	<p>左記の意見のとおり、NTT東・西における各種システムの更改は接続事業者の事業運営に大きな影響を及ぼします。</p> <p>システム更改にあたっては、仕様や工数等の詳細な情報が開示されないため、システム更改に関するコストの適正性について、接続事業者側では判断できないまま費用負担することになります。まして、需要が減退しているサービスに関するシステムの更改は、慎重かつ最小限のコストで行われるべきと考えます。NTT東・西においては、更改に関する詳細な情報を開示すると共に、その費用対効果について総務省及び接続事業者等を交えて検証することが必要と考えます。</p>

以上